

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民健康保険料の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葉山町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価書番号5 国民健康保険に関する事務の基礎項目評価書を廃止し、本評価書に移行

評価実施機関名

葉山町長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)等の規定に則り、特定個人情報ファイルを以下の場合に使用する。</p> <p>・国民健康保険料の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力、振替口座の管理等を行う。</p> <p>①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認(※1) ④転入者等に係る所得照会</p> <p>・国民健康保険料の徴収・督促・還付の管理、滞納整理を行う。</p> <p>※1. 現在は日本年金機構との情報連携開始は未定。 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 収納消込システム 滞納整理システム 口座管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保収滞ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表第一の30の項 番号法 第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第五号)第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下、「預貯金口座登録法」という。)第2条及び第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法 第19条8号、別表第二の42、44、45、46、95の項(※1) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第25条、第26条(※1) 預貯金口座登録法 第2条第2項及び第9条</p> <p>※1. 特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険(資格)システムで行う。</p> <p>■情報提供は実施しない</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部町民健康課
②所属長の役職名	町民健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 葉山町福祉部町民健康課 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 葉山町福祉部町民健康課 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

